

購入図書評価員設置内規

(昭和三十八年十月二十四日国立国会図書館内規第十二号)

(目的及び設置)

第一条 個人又は団体(図書販売業者を除く。)から購入する図書館資料(以下「図書」という。)の評価額の適正を期するため、国立国会図書館に購入図書評価員(以下「評価員」という。)若千人を置く。

(評価員)

第二条 評価員は、図書の評価に関して知識経験のあるもののうちから、館長が委嘱する。

2 評価員の任期は、一年とする。ただし、補欠の評価員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評価員は、再任することができる。

(図書の評価)

第三条 評価員は、評価を委託した図書について、内容、形態、市場価格等を勘案して評価し、その結果を館長に報告するものとする。

(購入価格の決定)

第四条 館長は、評価員の評価額に基づいて、当該図書の購入価格を決定するものとする。

附 則

- 1 この内規は、昭和三十八年十月二十四日から施行する。
- 2 最初に委嘱する評価員の任期は、第二条第二項の規定にかかわらず、昭和三十九年三月三十一日までとする。